

処 分 基 準

平成 2 3 年 6 月 1 日作成

法 令 名	: 千葉県風俗案内業の規制に関する条例
根 拠 条 項	: 第 8 条
処 分 の 概 要	: 風俗案内業者に対する指示
原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	:
処 分 基 準	: 別紙 1 を参照
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課営業係（電話 043-201-0110）
備 考	

別紙 1

千葉県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示の基準

1 指示

(1) 指示の基準

ア 千葉県風俗案内業の規制に関する条例（平成 22 年千葉県条例第 49 号。以下「条例」という。）の規定に違反する行為（条例第 4 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為を除く。）が行われた場合は、清浄な風俗環境を害し、又は年少者の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、条例第 8 条の規定に基づき、指示をするものとする。

ただし、風俗案内業の廃止を命ずる場合は指示を行わないこと。

イ 指示は、比例原則にのっとり行うこと。

ウ 指示は、風俗案内業者に過大な負担を課さないものとする。

エ 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。（申立てがある場合は聴取すること。）

オ 指示は 1 回の違反について 1 回行うものとする。

(2) 指示の手続

ア 指示を行う際には、千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会付与に関する規則（平成 23 年千葉県公安委員会規則第 8 号）に規定する弁明通知書を交付し、風俗案内業者に対し弁明の機会を付与するものとする。ただし、技術的な基準に従うべきことを指示するときは、千葉県行政手続条例（平成 7 年千葉県条例第 48 号）第 13 条第 2 項第 3 号の規定により弁明の機会の付与を要しない。

イ 指示は、弁明通知書に不服申立てをすることができる旨を記載して行うこと。

(3) 指示の内容

ア 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。

イ 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

ウ 状況に応じ、ア及びイの指示を併せて行い、清浄な風俗環境の保持等を図るものとする。

(4) 指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうか確認し、指示に違反している場合には、事業停止の処分を行うこと。